

県立学校におけるいじめ重大事態の調査結果の概要について2

1 事案の概要

- ・発生日時 令和4年4月から令和4年9月
- ・発生場所 県立学校内、下校途上、修学旅行宿泊先等
- ・被害生徒 2年 男 A
- ・加害生徒 2年 男 BおよびC、その他関係生徒
- ・いじめの態様

2年生4月当初から、関係生徒らのグループ内であだ名で呼び合うようになりAは身体的な特徴を揶揄された。また、体育の授業でAは失敗したときに必要以上にヘタクソといじられて嫌な思いをした。このような関係性の中、修学旅行中にBとCから、Aの布団やまくらに消臭剤を振りかけられたり、布団に横たわっているAに馬乗りになって押さえ込んだりされた。

- ・上記のいじめ行為の後、Aは相当の期間学校を欠席したため、いじめ防止対策推進法28条1項2号に該当する重大事態と認定した。

2 重大事態に係る調査の実施

(1) 調査期間

令和4年12月1日（木）から令和5年3月24日（金）

(2) 調査組織

学校いじめ対策委員会に、弁護士、臨床心理士と県教育委員会事務局生徒指導・いじめ対策支援室指導主事を加え、調査組織とした。

(3) 調査対象

当該生徒（当時の記録）、関係生徒（当時の記録）、その他の関係生徒（当時の記録）、学校教員

3 調査報告書の概要

(1) 調査からいじめとしての認定された事実

- ① B、Cを含む関係生徒らからあだ名で呼ばれたり、身体的なことを揶揄されたりした。
- ② B、Cを含む関係生徒らから体育の授業中にいじられた。
- ③ B、Cから修学旅行中にBとCから、布団やまくらに消臭剤を振りかけられたり、馬乗りになって押さえ込んだりされた。

(2) 事案の背景

Aの2年次のクラスには、1年次に仲の良かった友人がいなかった。Aは、自分に合わないと思っているながらも、自分の居場所を求めてB、Cを含む関係生徒らのグループと行動を共にするようになった。グループ内では、Aは少し雰囲気が違うなどと思っていた関係生徒もいるが、多くはふざけ合ったりすることを楽しめる仲間という認識をもっていた。A自身もそのグループの雰囲気に馴染もうと努力や無理をしていたが、本当の友人ができずにおもしろくないと思っていたところに、嫌だと思えることが積み重なった。

(3) 学校の課題

- ① 早期発見ができず指導・支援が遅れたこと
- ② 生徒自身がSOSを出せるような雰囲気や教員との信頼関係づくりの不足
1年次に全く欠席がなく、2年次になって欠席や遅刻、早退が増えてきた段階で、Aと面談を行うなどしてクラスの中での居心地の悪さ等の思いを聴き取ることができなかった。

(4) 再発防止策

- ① 少しの欠席や人間関係にも細心の注意をもって目を向け、頻繁に複数の視点による情報交換を行う。
- ② 日ごろからこまめに声掛けを行うなどして生徒と教員の人間関係の構築の重要性を再認識する必要がある。